

学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。

忠岡町教育委員会

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第 19 条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、登校が可能であると判断しました。

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

年 組 氏 名

□ (病名: \_\_\_\_\_)

) )

※ インフルエンザ・コロナウイルス関連の欠席については、医療機関の指示にしたがい、学校へその旨を連絡してください（意見書は不要）

医療機関：

診察医師：

(なお、この意見書に係る諸費用については、町内医療機関に無料で協力をお願いしています。)